

随意契約結果(業務委託)

様式13

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	平成27年度 鶴見区人権啓発推進事業	その他	セントラル映電株式会社	1,550,000	平成27年7月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—
								—

地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する随意契約理由(以下を参照してください)

<http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeiriyuu.pdf>

随意契約理由書

1 案件名称

平成 27 年度 鶴見区人権啓発推進事業

2 契約の相手方

セントラル映電株式会社

3 随意契約理由

本事業については、市民一人ひとりの人権意識の普及・高揚を図り、差別や偏見のない人権尊重の明るいまちづくりを推進するため、様々な人権について正しい理解と認識を深め、お互いが人権に関心を持つ機会を提供することを目的として事業を実施しており、その選定にあたっては、単に金額だけの競争ではなく、業務の効果的な実施を図るため、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により選定を行った。

選定には、学識経験者等で構成する選定会議において、企画提案内容について、総合的な審査を行った結果、セントラル映電株式会社が総合的に優れた提案として高い評価を得たことから、契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

鶴見区役所地域活動支援課こども・教育担当 電話:06-6915-9734